

議案第3号

かすみがうら市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例
の一部を改正する条例の制定について

かすみがうら市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和2年3月3日提出

かすみがうら市長 坪井 透

かすみがうら市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例
の一部を改正する条例

かすみがうら市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例（平成17年かすみがうら市条例第105号）の一部を次のように改正する。

第7条に次のただし書を加える。

ただし、第8条第3項に規定する手続を経た事業主等は、この限りでない。

第8条第2項中「（以下「申請者」という。）」を削り、同条に次の1項を加える。

- 3 前項の規定にかかわらず、都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定による許可を受けて、市街化区域内又は同法第12条の4第1項第1号の規定による地区計画の区域内において行う事業について第1項の許可を受けようとする事業主等は、前項各号に掲げる事項を記載した申請書に都市計画法第35条第2項の規定による開発許可の通知の文書並びに規則で

定める書類及び図面並びに都市計画法第35条第2項の規定による開発許可の通知を添付して市長に提出しなければならない。

第9条中「申請者」を「前条第1項の許可を受けようとする事業主等（以下「申請者」という。）」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年7月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前のかすみがうら市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の規定により着手している土地の埋立て等については、なお従前の例による。